

議案第20号

佐野市準用河川流水占用料等徴収条例の改正について

佐野市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年2月19日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

佐野市準用河川流水占用料等徴収条例（平成17年佐野市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に規定する許可」を「の許可」に、「に規定する登録」を「の登録（以下「許可等」という。）」に、「流水占用料等」を「流水占用料、土地占用料又は土砂等採取料（以下「流水占用料等」という。）」に、「その徴収方法及び許可期間に関し」を「及び徴収方法並びに当該許可の期間に関し必要な事項を」に改める。

第2条第1項中「別表に定める」を削り、同条第2項中「は、別表により算出した額」を「の額は、別表のとおり」に改め、同条第3項中「ついて端数の生ずる場合は、次」を「おいて、次の各号に掲げるときは、当該各号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 流水占用料等の額が年額又は月額で定められている場合は、次に掲げるところにより計算する。

ア 流水占用料等の額が年額で定められている場合であって、許可等の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該1年未満の期間は、月割をもって計算する。

イ 前号の規定により計算する場合において、なお1月未満の端数があるとき、又は流水占用料等の額が月額で定められている場合であって、許可等の期間が1月未満であるとき、若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間は、1月として計算する。

ウ 前ア及びイに掲げる場合において、期間の計算は、暦に従う。

（2） 流水占用料等が面積又は体積で定められているものについて、そのものの数量が別表に定める単位の数量未満であるとき、又はそのもの

の数量に当該単位の数未満の端数があるときは、当該単位の数未満の数量は、当該単位の数として計算する。

(3) 別表及びこの項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(4) 別表及びこの項の規定により計算して得た額に100分の110を乗じ（法第100条第1項の規定により準用する法第24条の許可であつて、当該許可の期間が1月以上である場合を除く。）て得た額が、1件につき100円未満であるときは、流水占用料等の額は、100円とする。

(5) 許可等の期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに流水占用料等を計算する。

第3条中「前条に規定する」を削り、「納入通知書を許可者等に交付する」を「徴収する」に改め、同条第1号中「法第100条第1項の規定により準用する法第23条、第24条若しくは第25条に規定する許可又は法第23条の2に規定する登録の期間（以下「許可等の期間」という。）」を「許可等の期間」に改め、同条第2号ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、流水占用料等が特に多額であるときその他の理由により一時に全額を納付することが困難であると市長が認める場合は、流水占用料等を分割して徴収することができる。

3 流水占用料等の徴収は、納入通知書を許可者等に交付することにより行う。

第4条第1項第1号中「よって流水の占用等をする」を「より許可等を受けた目的を達成する」に改め、同条第2項中「、その許可」を「その許可」に、「額の変更を」を「額に変更が」に改め、「還付する」の次に「ことができる」を加え、同条第3項中「流水占用料等の還付額」を「還付する流水占用料等の額」に、「市長」を「、市長」に改める。

第6条「流水の占用等で」を削り、「にするものその他特に必要」を「の許可等その他特に必要がある」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

法第100条第1項の規定により準用する法第23条の許可の期間は1

0年以内とし、同項の規定により準用する法第24条の許可の期間は別表土地占用料の項に定めるとおりとする。

第7条第2項中「及び第27条の規定による土石等の採取及び土地の掘削等に係る許可期間」を「の許可の期間」に改め、同条第3項中「市長」を「前項の規定にかかわらず、市長」に、「前項の許可期間内に」を「、前項の許可の期間内に、」に、「もの」を「採取物」に、「事由終了」を「事由の終了」に、「期間延長の許可申請」を「、当該許可の期間の延長の申請」に、「の延長を許可する」を「を延長する」に改める。

別表流水占用料の項中

「 $\{1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 988 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times 1.08 \text{ の式により算出した額}$	
$\{1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 988 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times 0.25 \times 1.08 \text{ の式により算出した額}$	
	1 2 9
	4, 1 0 4
	1 2 9

を

「 $\{1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 988 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \text{ の式により算出した額}$	
$\{1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 988 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times 0.25 \text{ の式により算出した額}$	
	1 2 0
	3, 8 0 0
	1 2 0

に改め、同表土地占用料の

項中「許可期限」を「許可期間」に改め、同表土石等採取料の項中

「 2 7 0 」

「 2 5 0 」

2 5 9	を	2 4 0	に改め、
2 7 0		2 5 0	
2 2 6		2 1 0	
1 6 2		1 5 0	
3 3 4		3 1 0	
4 3 2		4 0 0	
1 0 8		1 0 0	
1 5 1		1 4 0	
2 3 7		2 2 0	
237円に、1.2メートル に0.1メートル又はそ の端数を加えるごとに 54円を加算した額		220円に、1.2メートル に0.1メートル又はそ の端数を加えるごとに 50円を加算した額	
7 5		7 0	
9 7		9 0	

同表備考第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐野市準用河川流水占用料等徴収条例の規定により算定する流水占用料等を納付している者の流水占用料等については、当該納付した流水占用料等に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の佐野市準用河川流水占用料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

流水占用料等の額を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第20号参考資料

佐野市準用河川流水占用料等徴収条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項の規定に基づき市長が指定した河川について、同項の規定により準用する法第23条、第24条若しくは第25条に規定する許可又は法第23条の2に規定する登録を受けた者（以下「許可者等」という。）から徴収する流水占用料等の額、その徴収方法及び許可期間に関し定めるものとする。 (流水占用料等の徴収) 第2条 市長は、法第100条第1項の規定により準用する法第32条第1項の規定により、許可者等から別表に定める流水占用料等を徴収する。 2 流水占用料等は、別表により算出した額とする。 3 流水占用料等の計算について端数の生ずる場合は、次に定めるところによる。 (1) 流水占用料等が年額で定められているものについて、占用期間に1年未満の端数がある場合には、当該端数の期間を1年として計算する。	(趣旨) 第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項の規定に基づき市長が指定した河川について、同項の規定により準用する法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録（以下「許可等」という。）を受けた者（以下「許可者等」という。）から徴収する流水占用料、土地占用料又は土砂等採取料（以下「流水占用料等」という。）の額及び徴収方法並びに当該許可の期間に関し必要な事項を定めるものとする。 (流水占用料等の徴収) 第2条 市長は、法第100条第1項の規定により準用する法第32条第1項の規定により、許可者等から流水占用料等を徴収する。 2 流水占用料等の額は、別表のとおりとする。 3 流水占用料等の計算において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるところによる。 (1) 流水占用料等の額が年額又は月額で定められている場合は、次に掲げるところにより計算する。 ア 流水占用料等の額が年額で定められている場合であつて、許可等の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該1年未満の期間は、月割をもって計算する。 イ 前号の規定により計算する場合において、なお1月未満の端数があるとき、又は流水占用料等の額が月額で定められている場合であつて、許可等の期間が1月未満であるとき、若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間は、1月として計算する。

(2) 面積、体積又は長さについて、別表に定める単位に満たない端数がある場合には、当該単位に切り上げて計算する。

(3) 別表の規定により算出した流水占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(4) 流水占用料等の各年度に徴収する金額が、1件につき100円未満であるときは、100円とする。

(流水占用料等の徴収方法)

第3条 市長は、前条に規定する流水占用料等を次に規定する徴収方法により納入通知書を許可者等に交付するものとする。

(1) 法第100条第1項の規定により準用する法第23条、第24条若しくは第25条に規定する許可又は法第23条の2に規定する登録の期間（以下「許可等の期間」という。）が1年未満のものは、許可の際全額を徴収する。

(2) 許可等の期間が1年以上のものは、初年度は前号の例により、次年度からは、会計年度の初めに、それぞれその年度に属する分を徴収する。ただし、流水占用料等が特に多額である場合又はその他の理由により一時に全額の納付が困難であると市長が認める場合は、分割納付することができる。

ウ 前ア及びイに掲げる場合において、期間の計算は、暦に従う。

(2) 流水占用料等が面積又は体積で定められているものについて、そのものの数量が別表に定める単位の数量未満であるとき、又はそのものの数量に当該単位の数量未満の端数があるときは、当該単位の数量未満の数量は、当該単位の数量として計算する。

(3) 別表及びこの項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(4) 別表及びこの項の規定により計算して得た額に100分の110を乗じ（法第100条第1項の規定により準用する法第24条の許可であつて、当該許可の期間が1月以上である場合を除く。）て得た額が、1件につき100円未満であるときは、流水占用料等の額は、100円とする。

(5) 許可等の期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに流水占用料等を計算する。

(流水占用料等の徴収方法)

第3条 市長は、流水占用料等を次に規定する徴収方法により徴収するものとする。

(1) 許可等の期間が1年未満のものは、許可の際全額を徴収する。

(2) 許可等の期間が1年以上のものは、初年度は前号の例により、次年度からは、会計年度の初めに、それぞれその年度に属する分を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、流水占用料等が特に多額であるときその他の理由により一時に全額を納付することが困難であると市長が認める場合は、流水占用料等を分割して徴収することができる。

(流水占用料等の還付) 第4条 既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、許可者等から申請があったときは、その一部又は全部を還付することができる。 (1) 天災その他不可抗力によって<u>流水の占用等</u>をすることができなかつたとき。 (2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、許可者等の申請に基づき、<u>その許可の内容を変更したこと又は法第100条第1項の規定により準用する法第75条第2項の規定による処分をしたことにより、流水占用料等の額の変更を生じた場合において、既納の流水占用料等の額が変更後の流水占用料等の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等を還付する。</u> 3 <u>流水占用料等の還付額は、その都度市長が定める。</u> (流水占用料等の減免) 第6条 市長は、<u>流水の占用等で公益性の高い事業を行うためにするものその他特に必要と認めるもの</u>については、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。 (許可の期間) 第7条 <u>法第100条第1項の規定により準用する法第23条、第24条及び第26条の規定による流水の占用、土地の占用並びに工作物の新築、改築及び除去に係る許可期間は、10年以内とする。ただし、長期にわたり工作物を設置することが必要と認める場合には、20年以内とすることができる。</u> 2 法第100条第1項の規定により準用する法第25条及び第27条の規定による<u>土石等の採取及び土地の掘削等に係る許可期間</u>は、1年以内とする。 3 <u>市長は、天災その他やむを得ない事由により前項の許可期間内に当該許可に係るもの</u>	3 <u>流水占用料等の徴収は、納入通知書を許可者等に交付することにより行う。</u> (流水占用料等の還付) 第4条 既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、許可者等から申請があったときは、その一部又は全部を還付することができる。 (1) 天災その他不可抗力により<u>許可等を受けた目的を達成することができなかつたとき。</u> (2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、許可者等の申請に基づき<u>その許可の内容を変更したこと又は法第100条第1項の規定により準用する法第75条第2項の規定による処分をしたことにより、流水占用料等の額に変更が生じた場合において、既納の流水占用料等の額が変更後の流水占用料等の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等を還付すること</u>ができる。 3 <u>還付する流水占用料等の額は、その都度、市長が定める。</u> (流水占用料等の減免) 第6条 市長は、公益性の高い事業を行うための<u>許可等その他特に必要があると認めるもの</u>については、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。 (許可の期間) 第7条 <u>法第100条第1項の規定により準用する法第23条の許可の期間は10年以内とし、同項の規定により準用する法第24条の許可の期間は別表土地占用料の項に定めるとおりとする。</u> 2 法第100条第1項の規定により準用する法第25条の<u>許可の期間</u>は、1年以内とする。 3 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、天災その他やむを得ない事由により、前項の許可</u>
--	---

の3分の1以上を採取することができなくなったと認める場合において、その事由終了の日から30日以内に期間延長の許可申請があったときは、その期間の延長を許可することができる。

別表（第2条関係）

流水占用料

種別	単位	占用料（円）
揚水式発電所以外の発電所	1年	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 1.08$ の式により算出した額
揚水式発電所	1年	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 0.25 \times 1.08$ の式により算出した額
発電以外の原動力に供するもの	許可使用水量毎秒 1リットルにつき	129
鉱工業用に供するもの	1年	4,104
その他		129

土地占用料

種別	単位	許可期限	占用料（円）
(略)	(略)	(略)	(略)

土石等採取料

種別	単位	採取料（円）
砂利	1立方メートル	270
切込砂利		259

の期間内に、当該許可に係る採取物の3分の1以上を採取することができなくなったと認める場合において、その事由の終了の日から30日以内に、当該許可の期間の延長の申請があったときは、その期間を延長することができる。

別表（第2条関係）

流水占用料

種別	単位	占用料（円）
揚水式発電所以外の発電所	1年	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\}$ の式により算出した額
揚水式発電所	1年	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 0.25$ の式により算出した額
発電以外の原動力に供するもの	許可使用水量毎秒 1リットルにつき	120
鉱工業用に供するもの	1年	3,800
その他		120

土地占用料

種別	単位	許可期間	占用料（円）
(略)	(略)	(略)	(略)

土石等採取料

種別	単位	採取料（円）
砂利	1立方メートル	250
切込砂利		240

栗石			<u>270</u>
砂			<u>226</u>
土砂			<u>162</u>
玉石	径が0.15メートルを超え0.3メートル以下のもの		<u>334</u>
	径が0.3メートルを超え0.5メートル以下のもの		<u>432</u>
	径が0.5メートルを超え0.6メートル以下のもの	1 個	<u>108</u>
	径が0.6メートルを超え0.9メートル以下のもの		<u>151</u>
	径が0.9メートルを超え1.2メートル以下のもの		<u>237</u>
	径が1.2メートルを超えるもの		<u>237円に、1.2メートルに0.1メートル又はその端数を加えるごとに54円を加算した額</u>
かや		1 束	<u>75</u>
あし			<u>97</u>
(略)		(略)	(略)

備考

1・2 (略)

栗石			<u>250</u>
砂			<u>210</u>
土砂			<u>150</u>
玉石	径が0.15メートルを超え0.3メートル以下のもの		<u>310</u>
	径が0.3メートルを超え0.5メートル以下のもの		<u>400</u>
	径が0.5メートルを超え0.6メートル以下のもの	1 個	<u>100</u>
	径が0.6メートルを超え0.9メートル以下のもの		<u>140</u>
	径が0.9メートルを超え1.2メートル以下のもの		<u>220</u>
	径が1.2メートルを超えるもの		<u>220円に、1.2メートルに0.1メートル又はその端数を加えるごとに50円を加算した額</u>
かや		1 束	<u>70</u>
あし			<u>90</u>
(略)		(略)	(略)

備考

1・2 (略)

3 流水占用料及び土石等採取料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。	
---	--